

桶川市公共基準点管理保全要綱

(平成19年3月30日告示第52号)

(目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全に万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において公共基準点とは、1級基準点、2級基準点及び3級基準点（相当精度の基準点を含む。）であって、かつ、永久標識を設置したものをいう。

(管理の主体)

第3条 公共基準点の管理保全の主管課は、都市整備部道路河川課（以下「道路河川課」という。）とする。

(公共基準点の使用手続)

第4条 公共基準点を使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、公共基準点使用承認書（様式第2号）による承認を受けなければならない。

2 使用者は、公共基準点の使用が終了したときは、公共基準点使用報告書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

3 使用者は、第1項の公共基準点使用承認書を常時携行し、市職員又は土地所有者等の請求があった場合は、速やかにこれを呈示しなければならない。

(工事施工の届出等)

第5条 道路の掘削工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）が、次に掲げる工事等を施工する場合は、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書（様式第4号）を市長（都市整備部所管の工事にあつては、

道路河川課長)に提出し、市長の指示に基づき公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、次条に規定する公共基準点の一時撤去又は移転に係るものにあつては、届出を省略することができる。

(1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等

(2) 車輛及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車輛及び重機等までの距離が5メートル以下となるもの

(3) その他公共基準点の効用に支障が生じるおそれがあると思われる工事等

2 第1項に規定する届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 位置図、断面図及び平面図(掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの)

(2) 引照点図又は市長若しくは道路河川課長の指示する測量資料

(3) 写真(公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点を確認できるもの)

3 公共基準点付近での工事がしゅん工したときは、工事施工者は速やかに公共基準点付近での工事しゅん工報告書(様式第5号)を市長(都市整備部所管の工事にあつては、道路河川課長)に提出し、検査を受けなければならない。

4 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) しゅん工写真(公共基準点及び公共基準点周辺を確認できるもの)

(2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料(着工前及びしゅん工後が対比できる引照点図又は市長若しくは道路河川課長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果)

5 第1項に規定する公共基準点付近での工事(都市整備部所管の工事

を除く。)により公共基準点の効用に支障が生じた場合は、工事施工者は、道路河川課長と協議した上で公共基準点復旧承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、公共基準点復旧承認書(様式第7号)による承認を受け復旧しなければならない。

- 6 都市整備部所管の工事であって、第1項に規定する公共基準点付近での工事により公共基準点の効用に支障が生じた場合は、工事施工者は、道路河川課長と協議し復旧しなければならない。

(一時撤去及び移転)

第6条 工事施工者(都市整備部所管の工事及び公共基準点が設置されている土地、建物の所有者又は管理者(以下「土地所有者等」という。))の行う工事を除く。)が、公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合には、あらかじめ公共基準点(一時撤去・移転)承認申請(協議)書(様式第8号)を市長に提出し、公共基準点(一時撤去・移転)承認(回答)書(様式第9号)による承認を受けなければならない

- 2 都市整備部所管の工事であって、公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、工事施工者は、前項の公共基準点(一時撤去・移転)承認申請(協議)書を道路河川課長に提出し、協議した上で、前項の公共基準点(一時撤去・移転)承認(回答)書による回答を得なければならない。

- 3 前2項に規定する申請書及び協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 位置図及び平面図(掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したものの)

(2) 写真(公共基準点及び公共基準点周辺が確認できるもの)

(3) 再設置位置図(新旧位置の関係が確認できるもの)

- 4 土地所有者等の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、土地所有者等は、公共基準点(一時撤去・移転)請求書

(様式第10号)を市長に提出するものとする。

(機能の回復)

第7条 工事施工者が公共基準点を一時撤去、滅失、き損若しくは移転等によりその効用に支障が生じた場合又は土地所有者等による公共基準点の一時撤去若しくは移転の請求があった場合は、当該公共基準点を既設と同様の構造により再設置し、測量の成果を修正するものとする。ただし、市長が機能の回復を行う必要がないと認めるものについては、この限りでない。

2 前項の場合において、同一構造による設置が不可能な場合は、道路河川課長と協議の上変更することができる。

3 工事施工者以外の者で、故意又は過失により公共基準点を滅失又はき損したもの(以下「事故原因者」という。)は、前2項の規定の例により機能の回復を行うものとする。

(機能回復の施工者)

第8条 公共基準点の測量標を設置する工事(以下「設置工事」という。)は、原因者である工事施工者が行わなければならない。ただし、次に掲げる場合は道路河川課で行う。

(1) 工事施工者による設置工事が困難な場合

(2) 土地所有者等による公共基準点の一時撤去又は移転の請求があった場合

2 測量成果の修正(以下「測量作業」という。)に必要な手続は、法第36条、第37条第3項、第40条その他関係法令に基づき道路河川課で行う。

3 偏心法による移転により機能回復を図る場合は、工事施工者と道路河川課長が協議の上施工者を決定するものとする。

(設置工事)

第9条 工事施工者等は設置位置及び設置施工方法について、舗装復旧前

に道路河川課長と協議しなければならない。

- 2 設置工事において、測量標等は既設のものを再度使用するものとする。ただし、再度使用することが不可能なものについては、道路河川課が有償にて支給するものとする。
- 3 工事施工者は設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。
- 4 設置工事がしゅん工したときには、工事施工者は速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書（様式第11号）を前項に規定する写真とともに市長（都市整備部所管の工事にあつては、道路河川課長）に提出し、検査を受けなければならない。
- 5 工事施工者は、前項の規定による検査に合格しなかったときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

（費用の負担）

第10条 公共基準点の設置工事に要する費用（既設の公共基準点の取壊し費用を含む。以下「設置費用」という。）及び公共基準点の測量作業に要する費用（以下「測量費用」という。）の負担は、別表のとおりとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めのない事項についての取扱いは、その都度市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

区 分		設置費用	測量費用（再設 法による場合）	測量費用（偏心 法による場合）
工 事 施 工 者	都市整備部所管	△	×	×
	占 用 企 業 者 そ の 他	△	○	□
事 故 原 因 者		△	○	
土 地 所 有 者 等		×	×	×

- 注1 ○印は左欄の該当者が復旧測量業務監督補助費を負担する。
- 2 □印は左欄の該当者が原則として復旧測量を施工することで費用負担する。
- 3 △印は左欄の該当者が原則として設置工事を施工することで費用負担する。
- 4 ×印は市が負担する。
- 5 設置費用及び測量費用の額は別に定める。
- 6 設置費用及び測量費用の請求は、公共基準点付近での工事施工届出書及び公共基準点（一時撤去・移転）承認書に基づき公共基準点の効用に支障があるものについて請求するものとする。
- 7 設置費用及び測量費用は、納入通知書により、発行の日から起算して30日を経過した日までに納付しなければならない。

公共基準点使用承認申請書

年 月 日

桶川市長

申請者 住所
氏名

桶川市公共基準点管理保全要綱第 4 条第 1 項の規定により、公共基準点の使用について、次のとおり申請します。

使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
測量地域		
使用する 公共基準点	計 点	
測量方法		
測量計画機関	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
測量作業機関	名 称	
	担当者氏名	
	所 在 地	TEL
備 考		

公共基準点使用条件

- 1 公共基準点の使用にあたっては、作業者は立ち入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立入りは、日曜祭日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用時に使用承認書を常時携行すること。
- 4 使用にあたっては公共基準点の取扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 基準点本体及び立入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに基準点管理者に連絡すること。
- 7 作業者は、測量標の使用を完了したときは、公共基準点使用報告書に次の書類を添付して基準点管理者に提出すること。
 - (1) 公共基準点現況報告書
 - (2) 精度管理表
 - (3) 成果表及び網図の写し

公共基準点使用報告書

年 月 日

桶川市長

報告者 住 所
名 称
担当者

年 月 日付け 第 号で承認を受けました公共基準点の使用について、使用結果を次のとおり報告します。

使用目的			
使用期間	年 月 日から		
	年 月 日まで（ 日間）		
測量地域			
使用した公共基準点	計 点		
使用承認番号	第 号		
測量作業機関	名 称		
	担 当 者		
	所 在 地		
	TEL		
使用結果 (精 度)	No. ~ No.	相対精度1:	
	No. ~ No.	相対精度1:	
	No. ~ No.	相対精度1:	
	No. ~ No.	相対精度1:	
特 記 事 項	(故障点、異常点の状況を記載)		

公共基準点付近での工事施工届出書

年 月 日

桶川市長

届出者 住 所
氏 名

桶川市公共基準点管理保全要綱第5条第1項の規定により、次のとおり届出します。

工事件名			
工事場所	桶川市	地先	
工事期間	年 月 日から	年 月 日まで	(日間)
工事概要			
公共基準点番号			
占 用 企 業 者	名 称		
	代表者氏名		
	所 在 地		
		TEL	
工 事 請 負 者	名 称		
	担当者		
	所 在 地		
		TEL	
添 付 図 面	1 位置図	2 断面図	3 平面図 4 その他

公共基準点付近での工事しゅん工報告書

年 月 日

桶川市長

報告者 住 所
 名 称
 担当者

年 月 日に届け出ました公共基準点付近での工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。

工事件名			
工事場所	桶川市	地先	
工事期間	年 月 日から	年 月 日まで	(日間)
公共基準点番号			
公共基準点 の状況	(1) 測量標のき損状態：		
	(2) 構造物のき損状態：		
	(3) その他：		
工事 請 負 者	名 称		
	担当者		
	所 在 地		
		TEL	
添 付 図 面	1 竣工写真	2 引照点図	3 測量資料 4 その他

公共基準点復旧承認申請書

年 月 日

桶川市長

申請者 住所
氏名

工事により支障をきたした公共基準点の復旧について、桶川市公共基準点管理保全要綱第 5 条第 5 項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。

復旧理由		
復旧内容		
復旧場所	桶川市	地先
復旧する 公共基準点		
復旧期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
復旧 工事 請負 者	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
備 考		

公共基準点復旧承認書

様

年 月 日に申請のありました公共基準点の復旧について、次のとおり承認します。

承認事項

復旧内容			
復旧場所	桶川市		地先
復旧する公共基準点			
復旧完了期限	年	月	日

承認条件

- 1 測量標設置は、桶川市公共基準点管理保全要綱に定めた構造とします。
- 2 支給材が必要な場合は、以下の担当連絡先へ連絡してください。
- 3 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書（様式第11号）を提出し、市の検査を受けてください。
- 4 検査に合格したときには、速やかに市へ公共基準点を引き渡すこととします。
- 5 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、速やかに以下の担当連絡先へ届出の上、協議してください。

第 号
年 月 日

桶川市長



担当連絡先

TEL ()

公共基準点 (一時撤去・移転) 承認申請 (協議) 書

年 月 日

桶川市長

申請者 住所
(協議者) 氏名

工事により支障となる公共基準点の (一時撤去・移転) について、桶川市公共基準点管理保全要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり承認申請 (協議) します。

一時撤去・移転理由	
工事件名	
工事場所	桶川市 地先
一時撤去・移転する公共基準点	
移転する場合の移転候補地	桶川市 地先
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
一時撤去・移転期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事請負者	名 称
	担当者
	所 在 地
	TEL
添付図面	1 位置図 2 平面図 3 写真 4 その他
備 考	※現況状況等を記載する

<h2 style="margin: 0;">公共基準点（一時撤去・移転）承認（回答）書</h2>	
<p style="margin: 0;">様</p>	
<p style="margin: 0;">年 月 日に申請（協議）のありました公共基準点の（一時撤去・移転）について、次のとおり承認します。</p>	
承認事項	
移転先	桶川市 地先
一時撤去・移転する公共基準点	
完了期限	年 月 日
<p>承認条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再設置位置については、道路管理者と協議する必要があるため、舗装復旧前に必ず以下の担当連絡先へ連絡してください。 2 測量標設置は、桶川市公共基準点管理保全要綱に定めた構造とします。 3 支給材が必要な場合は、以下の担当連絡先へ連絡してください。 4 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書（様式第11号）を提出し、市の検査を受けてください。 5 検査に合格したときには、速やかに市へ公共基準点を引き渡すこととします。 6 一時撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに以下の担当連絡先に連絡してください。 	
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>第 号</p> <p>年 月 日</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>印</p> </div> </div> <p style="margin-top: 10px;">桶川市長</p>	
担当連絡先	TEL ()

公共基準点（一時撤去・移転）請求書

年 月 日

桶川市長

請求者 住所
氏名

桶川市公共基準点管理保全要綱第6条第4項の規定により、公共基準点の（一時撤去・移転）を次のとおり請求します。

一時撤去・移転理由	
請求場所	桶川市 地先
一時撤去・移転する 公共基準点	
請求期限	年 月 日
備 考	

公共基準点設置工事しゅん工報告書

年 月 日

桶川市長

報告者 住 所
名 称
担当者

年 月 日 第 号で承認 (回答) を受けました公共基準点の (一時撤去・移転) について、公共基準点設置工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。

工事件名			
工事場所	桶川市	地先	
設置工事しゅん工日	年 月 日		
設置公共基準点番号			
工事請負者	名 称		
	担当者		
	所 在 地		
添 付 図 面	1 竣工写真	2 その他	